

# 特集・年末年始の事故防止

勤め帰りに熱カンでキョツと一杯……。お酒のおいしい季節になりました。とくに十二月は忘年会など、酒を飲む機会が多くなりませんが、同時に飲酒運転による交通事故も増えます。「ほんの一杯だけ」が命とりになりかねません。「飲むなら乗るな、乗るなら飲む」の鉄則をドライバーの一人ひとりが自覚し、これを守るようにしましょう。

## アルコールは一種の「マヒ剤」

飲酒運転の実態をみますと、まず、酒に対するドライバーの認識不足がめだちます。なぜ飲酒運転をしたか、という問いに対して「あまり酔っていないと思ったから」とか「少ししか飲んでいないから」と答える人が多く、なかには「酔った勢いで」

## 飲酒運転防止

# 「ほんの一杯だけ」が命とり



という無鉄砲なドライバーもいます。つまり、アルコールの影響を理解していないと言っているにすぎない。アルコールは一種の「マヒ剤」となって、運転に必要な「認知」「判断」「実行」の能力を大きく低下させます。酒が入ると、運転に次のような影響を与えます。

① ルールやモラルにむとんちゃくになる  
② もの識別や発見が遅れる  
③ ブレーキやハンドル操作が遅れがちになる  
④ スピード感がなくなる  
⑤ 無謀運転を無謀運転と感じなくなる

## 道路交通法 全ての飲酒運転を禁止

道路交通法では「何人も酒気を帯びて自動車、原動機付自転車等を運転してはならない」と定めており、アルコールの量の程度を問わず、すべての飲酒運転を禁止しています。

「酒気を帯びて」というのは、一定の程度以上のアルコール、つまり「血液一ミリリットルにつき〇・五ミリグラム、または呼気一リットルにつき〇・二五ミリグラム」を超えた濃度が認められる場合をいいます。

これらのことから酒酔い・酒気帯び運転がいかに危険であるかが分かると思います。

## ドライバーに酒を勧めた人も罰せられます

道路交通法では「何人も酒気を帯びて自動車、原動機付自転車等を運転してはならない」と定めており、アルコールの量の程度を問わず、すべての飲酒運転を禁止しています。

このような酒気帯び運転は、三か月以下の懲役または三万円以下の罰金に科せられるとともに、違反点数は六点で、運転免許は停止されます。また、飲酒の影響で正常な運転ができない状態であれば、血液中のアルコール濃度に関係なく酒酔い運転となります。この場合は、二年以下の懲役または五万円以下の罰金に科せられ、違反点数は十五点で、運転免許は取り消されます。



禁じられています。酒びたりになりやすい年の末、ハンドルを持つ人も持たない人も「乗るなら飲むな」を徹底させたいものです。

## 年末年始交通安全・防犯 県民総ぐるみ運動

56. 12. 11~57. 1. 10

## 金精道路通行止

金精道路は、積雪期を迎え雪崩などにより通行が危険なため、十二月十五日から来年四月二十三日までの予定で通行止になります。  
(日光宇都宮道路管理事務所)